

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・産卵低下症候群—1976 ・トリニューモウイルス感染症混合（油性アジュバント加）不 活化ワクチン

平成 21 年 3 月 26 日（告示第 421 号） 一部改正

動生剤基準の ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・産卵低下症候群— 1976・トリニューモウイルス感染症混合（油性アジュバント加）不活ワクチンの 3.5.2、3.5.5 及び 3.5.6 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。